

1. 事業承継税制の要件緩和

制度の内容

事業承継税制とは、後継者が贈与や相続で自社株式を承継した場合において、その承継の際に生じる贈与税や相続税について**納税猶予**を受けられる制度（**法人版事業承継税制**）です。中小企業の事業承継を後押しするため、平成30年度税制改正により、**令和9年12月31日までの時限措置**として制度の拡充がされました。この時限的な措置のことを特例措置と言います。

個人の事業用資産に係る相続税や贈与税についても同種の納税猶予制度（**個人版事業承継税制**）があり、期限は**令和10年12月31日**までとなっております。

改正の内容

贈与による法人版事業承継税制を適用するためには、株式を承継する後継者が「贈与の直前において**3年以上役員**であること」が要件（**役員就任要件**）とされておりました。しかし、特例措置の期限が令和9年12月31日であることを踏まえると、令和6年12月31日までに後継者が役員に就任する必要があり、現在後継者が役員に就任していない企業は、制度の期限より前に事実上の期限が先に到来することが問題となっておりました。そこで、適用期限が到来するまでの間、本税制を最大限に活用できるように、後継者が「贈与の**直前において役員**であること」に要件が緩和されます。

個人版事業承継税制においても同様の趣旨から「贈与の**直前において事業用資産に係る事業に従事していたこと**」（現行：贈与の日まで**3年以上事業用資産に係る事業に従事**）に要件が緩和されます。

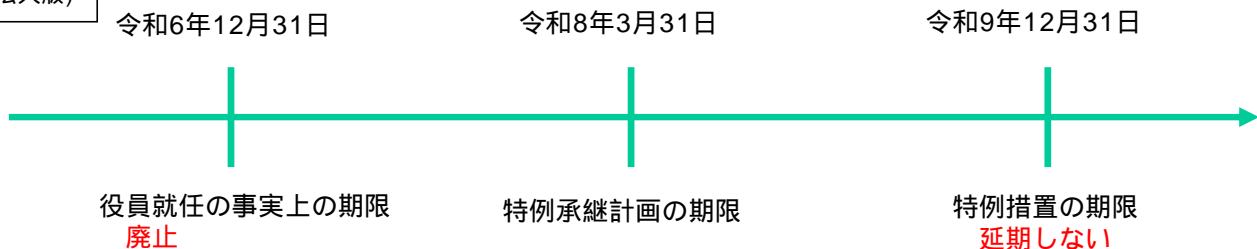
（法人版・個人版ともに令和7年1月1日以降の贈与より適用）

注意点

特例事業承継税制の適用を受けるためには、都道府県庁に対して事前に**特例承継計画**を提出し、確認を受ける必要があります。計画書の提出期限は法人版・個人版ともに**令和8年3月31日**までとなっておりますのでご注意ください。なお、税制改正大綱において特例措置の期限については、期限の**延長はしない**旨明記されておりますので、同制度の適用を考えている場合には早めに検討する必要があると思われれます。

「本措置は、中小企業の円滑な世代交代を通じた生産性向上という待ったなしの課題を解決するための極めて異例の時限措置であることを踏まえ、適用期限は今後とも延長しない」出典：令和7年税制改正大綱

イメージ(法人版)



2. 直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の延長

現在、「こども未来戦略」の集中取組期間（令和8年度まで）の最中であり、こども・子育て政策を総動員する時期にあることを踏まえて、同制度の適用期限が**2年延長**となります。（令和9年3月31日まで）